

胚凍結保存及び凍結保存継続に関する同意書

※記入後、ご提出前にコピーを取り、控えとしてご自身で保管してください。
本書は受付にご提出下さい。

受領者	受領日	控え
		<input type="checkbox"/> 患者 <input type="checkbox"/> 当院 <input type="checkbox"/> 郵送

私達は私達夫婦の今後の不妊治療のために、下記の胚を貴院にて、凍結保存することを希望します。胚の凍結保存についてはHPの書類ダウンロードのページに掲載されている「当院の規定」の中の「胚・卵子(未受精卵)凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」によって下記の事項を十分に理解し納得しました。また、凍結保存に関する説明書の内容に対し異議はなく、この規定を守ることをお約束します。

※HPの書類ダウンロードのページに掲載されている「当院の規定」の「胚・卵子(未受精卵)凍結保存及び凍結保存継続に関する説明書」とともに下記事項を1つずつ振り返り左端の患者口欄に☑を入れ下記に署名して下さい。患者口欄に1つでも☑が無い場合には同意書は受領出来ませんので、不明点など質問がある場合には提出前にお問合せください。

(↓患者☑欄)

- 1【説明書 1】1-①胚凍結することが出来る方、1-③・1-④凍結方法、1-⑤凍結出来る胚の基準、1-⑥必要な同意書、1-⑦同意書が提出できなかった場合、1-⑧凍結不可の場合、1-⑨凍結胚の状態と写真のお渡し、1-⑩卵巣過剰刺激症候群(OHSS)のリスク、1-⑪保険と自費、について理解し納得している。
- 2【説明書 2】2-①胚の凍結費用と凍結保存期間について理解し納得している。
- 3【説明書 3】胚の凍結保存期間は延長できるが、当院の定める最長保管期間に定めがありこれを1日でも過ぎると胚の処分権は当院に帰属することを理解し納得している。またSEET液の保存期間は最長1年間とし、以降の凍結継続はできないことを理解し納得している。
- 4【説明書 4】4-①凍結保存期間満了までに継続もしくは破棄処分の手続きが必要であり、凍結保存期間満了日までに手続きが完了しない場合は継続の意思がなく凍結胚の所有権を放棄したものとみなし凍結胚の処分権は当院に帰属する。また、凍結保存期間満了日までに継続もしくは破棄処分の手続きが行われない場合は、当院での以後の胚・卵子(未受精卵)の凍結はお断りさせていただきます。4-②凍結継続の手続き方法、並びに、妊娠や他の理由による治療中断(採卵あるいは移植を行わずに6ヶ月以上経過した場合)の際は自費で更新になること、4-③破棄処分の手続き方法、4-④当院から患者様に連絡し凍結継続されるか破棄処分されるかの連絡をするなどの義務はなく手続きは患者様の責任のもとで行っていただくこと、4-⑤当院からのご案内、について理解し納得している。
- 5【説明書 5】災害などの不可抗力により胚に損傷や損失が生じた場合には胚は破棄処分され、これらの補償には一切応じられないこと。天災や火災などにより凍結胚が回復不可能な損傷・紛失に至っても当院に対して異議申し立ては出来ないことを理解し納得している。
- 6【説明書 6】保存責任については、凍結胚が不可抗力その他当院の責めに帰すべからざる事由により使用不可能になった場合、または、当院での保管が困難となりその期日までに他院へ移管できず破棄となった場合、当院は一切損害賠償責任を負いません。ただし、当院の責めに帰すべき事由によって凍結胚が使用不可となった場合、当院は患者様で使用不可となった胚にそれまで支払われた凍結保存費用の合計額を限度として損害を賠償致します。それ以上の補償はなく、要求しないことについて理解し納得している。
- 7【説明書 7】凍結胚は他施設に移送することが出来、その手順などについて理解し納得している。
- 8【説明書 8】8-①仕事や家庭の事情によりご夫婦の住所が別々になり、胚・卵子(未受精卵)凍結保存リストの送付先である妻の住所が変更される場合には住所変更の手続きが必要、8-②ご夫婦の住所が別々になる場合で夫を連絡窓口にする場合にはその手続きが必要、8-③ご夫婦関係が不良な場合の注意点、離婚された場合について理解し納得している。
- 9【説明書 9】妻が死亡した場合の凍結胚は夫の意思に関係なく破棄処分されることについて理解し納得している。夫が死亡した場合、凍結胚は破棄処分となる。
- 10【説明書 10】破棄処分される胚は培養医療技術発展のため、胚融解練習、胚凍結練習、顕微授精練習などに使用される場合があります使用後はただちに責任をもって破棄処分され、他者への人工授精や胚移植などには使用されないことを理解し納得している。
- 11【説明書 11】11-①融解方法、11-②融解後の治療、11-③融解後の生存率、11-④凍結融解胚移植割合の実際と妊娠、11-⑤融解同意書、11-⑥凍結胚の融解費用について理解し納得している。
- 12【説明書 13】規定は当院の判断により改定されることがあることを理解し納得している。
- 13【説明書 14】その他、全ての項目は日本産科婦人科学会、日本生殖医学会の規定に基づくことを理解し納得している。

<注意事項>

- ① 治療手技がキャンセルまたは不成功に終わり、妊娠に至らない可能性があることをご了承ください。
- ② この同意書を提出後でも、凍結前であればいつでも自由に同意を取り消すことが出来ます。
- ③ 今回行う胚凍結保存法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床試験ではありません。
- ④ 患者様の個人情報個人情報保護法及び当院の規定で取扱います。治療経過に関する情報は個人が特定されない形で、日本産科婦人科学会や他学会へ報告することがあります。

医療法人社団暁慶会はらメディカルクリニック

院長 宮崎 薫殿

同意日 _____年____月____日

〒 _____

妻氏名(自署) _____

夫氏名(自署) _____

診察券番号() _____

*凍結胚保存に関する当院からの全ての連絡は代表連絡窓口である妻、あるいは本人に対してのみ行えば足りるものとします。

<選択事項>以下のどちらかに必ず☑をしてください。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。
凍結予定の胚が将来移植されず破棄処分の選択がされた場合に生命には結びつかない段階での研究目的に使用してもよろしいですか?
(胚の若返り研究などに使用します)

- 研究に使用許可
研究に使用許可しない